

全 中 連 ニ ュ ー ス

○編集・発行／一般社団法人全国中小建設工事業団体連合会
○TEL03(5651)7301 FAX03(5640)6055

○〒103-0015 東京都中央区日本橋3-1 4-1 新々会館9階
○ホームページ<<https://zenchuren-group.jp>>



年頭所感 会員サポート体制の充実に鋭意邁進

一般社団法人 全国中小建設工事業団体連合会
会長 上田 穎 昭

明けましておめでとうございます。

新しい年を迎え、会員の皆様には気持も新たに今年の抱負を描かれていることと存じます。

昨年までの3年間私はこの年頭所感の冒頭において新型コロナウイルスの感染状況について触れてきました。国内での初感染がテレビや新聞などで大々的に報道され、その後その実態が徐々に明らかになるにつれ、当時私自身も漠然とした不安を覚えたことを今でも鮮明に記憶しております。しかしながら現在ではそのような不安な日々は過去のものとなり、毎日の生活においてはその影響はほぼ無くなり、以前の様な日常を私たちは過ごしております。ただ社会・経済活動などにおいてはコロナ禍明けに顕著となっている人手不足や数年来続く円安、またそれに伴う輸入原材料格の高騰など新たな問題が社会・経済に影響を及ぼしております。

さて、この様な状況の中、昨年10月には私たち中小事業者に直接影響のあるインボイス制度が導入・開始され、これまでも記事を掲載しております。建設業の「2024年問題」と言われる「働き方改革関連法」においては今年の4月から適用が開始されるなど業界における構造的な変革が進む中、もう一つ建設業界における大きな動きとして挙げられるのが、外国人技能者の受入れに関する改革です。

外国人技能者の受入れに関しては、これまでの技能実習制度に代わる新たな制度となる「育成就労」が創設されるなど昨年末に非常に大きな動きがありました。これは一昨年12月に発足した「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」において技能実習制度を発展的に

解消し、人材確保・育成を目的とした育成就労制度を新たに創設する提言を行い、今年の通常国会において関係法案が提出されることとなっております。

この新制度創設の背景には平成5年に創設された技能実習制度が当初の目的である人材育成による国際貢献から大きく乖離し、人手不足の現場で労働力を確保するために実習制度が活用されてきた実態があること、また硬直的な転籍制度に関しても以前から課題があったことなどがあります。

今回新たに提言された育成就労制度は、それまでの技能実習制度における問題点の改善を行い、外国人の人権保護、キャリアアップ、安全安心・共生社会の3つの視点に重点を置いて見直しが図られ、基本的に3年間の育成期間で特定技能1号水準の人材を育成することを目的としています。

また、この1月からは建設技能人材機構による特定技能2号の評価試験が開始されます。特定2号は職長レベルの技能やマネジメント能力を持つ外国人技能者が対象となるもので、2号土木、2号建築、2号ライフライン・設備が加わることになります。

この様に今年の建設業界は構造的な大きな改革が次々と控えておりますが、全中連では会員の皆様に対し迅速な情報提供や建設キャリアアップシステムの登録、外国人技能者支援事業、また石綿取扱い作業従事者特別教育講習をはじめとした安全衛生教育や各種保険などを通じて会員サポート体制の一層の充実を図ってゆく所存であります。

本年も業界の更なる発展と、会員の皆様のご健勝を心よりご祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

第34回理事会開催

第34回理事会が10月20日（金）、東京都中央区の東京証券会館で開催されました。上半期の予算執行状況や今回で3回目となる模範的な優秀技能者表彰受彰者の選定、また新たに若い世代を対象とした会長表彰である模範的な青年優秀技能者表彰制度の創設など上程された議案は全て承認されました。

【模範的な青年優秀技能者表彰 概要】

10年以上にわたり建設業に携わり、技術・技能が優秀であり、現場の無事故施工に貢献し、将来一層の活躍が期待される方を、模範的な青年優秀技能者として表彰し、青年技能者各位の地位の向上を目指すことを目的とする。

① 模範的な青年優秀技能者の表彰は次の各号の全てを満たすものについて行う。

- ・技能士、施工管理技士又は建築士を有しているもの
- ・建設技能者として10年以上の実務経験を有するもの
- ・人物的に優れており、他の模範と認められるもの
- ・当該年度において満39歳以下のもの

② 表彰の方法

- ・表彰は会長が表彰状を授与して行う。
- ・表彰に当たっては、記念品を表彰状に添えて授与することができる。
- ・同一の表彰理由に基づく表彰は一回限りとする。

③ 候補者の推薦及び被表彰者の選定

- ・被表彰者の選定は、各会員団体の長の推薦に基づき、選考委員会で公平に審査して決定する。
- ・前項により推薦者を推薦する場合は（様式2）の推薦書に被推薦者の経歴及び功績の概要を添付する。
- ・選考委員会は理事会とする。

④ 表彰の時期

- ・表彰は定時社員総会において行う。但し、特別に必要があるときは、隨時行うことができる。



令和5年度 全国事務局長会議開催

これまでの東西ブロック会議を集約して一同で会する形式に改められた令和5年度全国事務局長会議が10月20日（金）、第34回理事会終了後に同会場で開催されました。

全国事務局長会議では冒頭に全中連トータルサポートプランや所得補償サポートプランなどの各種保険制度の幹事代理店の担当者より、制度内容・補償等について説明が行われ、特に昨年度より新たに開始された所得補償サポートプランに関しては、その普及策について積極的な意見交換が行われました。

また、建設キャリアアップシステムの代理登録申請や、外国人技能者支援事業について積極的な普及推進をお願いするとともに、全中連事務局への申込時によくみられる不備・不足書類の事例を挙げ、改めてスムーズな事務処理への協力を要請しました。



行政の窓 建設業許可制度Q&A

行政書士 谷川竜一

(Q21) 建設業における「営業所」にはどのような事務所が該当するのですか？

(A21) 「営業所」とは、本店又は支店もしくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所のことをいいます。また、常時建設工事の請負契約を締結する事務所ではない場合でも、他の営業所に対して請負契約に関する指導監督を行うなど、建設業に係る営業に実質的に関与する事務所である場合には営業所に該当します。

<営業所の要件>

- ・請負契約に関する業務（見積り、入札、契約等）を行っていること
- ・電話や事務机等の事務室が設けられていること
- ・許可要件に定められている常勤役員等（経営業務の管理を適正に行うことができる能力を有する者）もしくは令第3条の使用人がいること
- ・常勤の専任技術者がいること

(Q22) 「A21」の「令第3条の使用人」とはどのような人のことですか？

(A22) 「建設業法施行令第3条に規定する使用人」のことであり、建設工事の請負契約の締結及びその履行にあたって一定の権限を持つ者（支店や営業所の代表者）が該当します。なお、令第3条の使用人は常勤でなければなりません。

(Q23) 建設業の許可を取得する際には必ず営業所を設置しなければならないのですか？

(A23) 営業所には「主たる営業所」と「従たる営業所」があり、「主たる営業所」は必ず1か所設置しなければなりません。

(Q24) 「主たる営業所」と「従たる営業所」にはどのような違いがあるのですか？

(A24) 「主たる営業所」とは、建設業を営む営業所を統轄し、指揮監督する権限を有する営業所のことをいいます。「従たる営業所」とは、「主たる営業所」以外の営業所のことをいいますが、建設業を営まない営業所は「従たる営業所」には該当しません。なお、「従たる営業所」の設置は任意であるため、必ずしも設置しなければならないわけではありません。

(Q25) 自宅でも営業所にすることはできますか？

(A25) 「A21」で示した要件を満たしていれば自宅を営業所とすることも可能です。（※）

※許可行政庁（国土交通大臣・都道府県知事）により判断が異なる場合もありますので、詳細については主たる営業所を管轄する許可行政庁にお問合せください。

(Q26) 営業所に設置する電話は携帯電話の番号でも良いのですか？

(A26) 営業所に固定電話が設置されていない場合は請負契約を締結する事務所としての機能を備えていないと判断される可能性があります。（※）

※許可行政庁（国土交通大臣・都道府県知事）により判断が異なる場合もありますので、詳細については主たる営業所を管轄する許可行政庁にお問合せください。

インボイス制度の中小事業者への負担軽減策の概要

昨年10月1日から消費税のインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されましたが、ここではその対応に当たりご留意頂きたい点や、小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置や中小規模事業者に対する事務負担等の軽減措置などについて改めて紹介していきます。

まず、インボイス制度への円滑な移行のための経過措置として、免税事業者などの適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れについては、インボイス制度の実施後3年間は仕入税額相当額の80%を、その後の3年間は仕入税額相当額の50%が控除可能となります。これは制度への円滑な移行のため令和元年10月からの4年間は区分記載請求書等方式により免税事業者からの仕入れにつき全額が控除可能であった措置の流れを受けたもので、トータル10年間の経過措置期間が設けられています。免税事業者は今後課税事業者への転換か免税事業者のままで事業を続けるのか要否を決めることが必要となります。また各府省庁の相談体制や支援策が掲載されているホームページURLを下記に紹介しますのでご参考にして下さい。

【各府省庁におけるホームページの各種相談体制・支援策等に係る資料の掲載先URL】

① 制度全般や説明会等の情報に関するご案内

【国税庁インボイス制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

② 制度の詳細をお知りになりたい方向けのコンテンツ

【国税庁消費税インボイス制度に関する改正について】

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/202304/pdf/0023002-106.pdf>

【国税庁適格請求書等保存方式の概要インボイス制度の理解のために】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

【国税庁適格請求書等保存方式に関するQ&A】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

【国税庁制度開始に向けて特にご留意いただきたい事項】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023008-044.pdf>

③ 制度に関する各種ご相談窓口

【国税庁インボイス制度に関わる各省庁等の相談窓口一覧】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0023002-076.pdf>

建設国保に加入しませんか！

◇建設国保は全国の大工、とび、鉄筋、土木、造園、塗装、左官、板金、電気など建設工事業に従事している方やその家族のために設立された国民健康保険組合です。

○新規加入できる方

個人事業所の事業主と従業員、一人親方

○建設国保の保険料

保険料は業態と年齢・家族数によって決まります。所得で保険料は変わりません。

組合のホームページで保険料の試算ができます



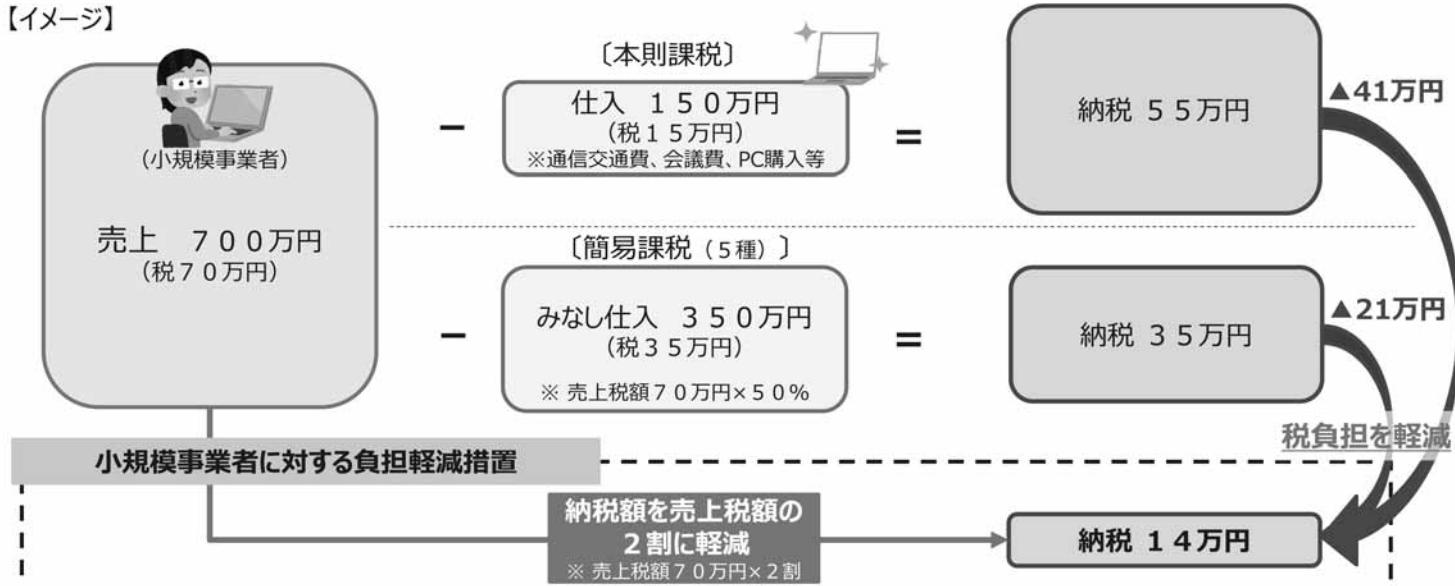
※詳しくは組合ホームページをご覧ください <http://www.kensetsukokuho.or.jp/>

全国建設工事業国民健康保険組合

〒103-0015 東京都中央区日本橋箱崎町 12-4
TEL:03-5652-7001 FAX:03-5652-7035

- 免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合の負担軽減を図るために、納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置を3年間講ずることとする。
 - これにより、業種にかかわらず、売上・収入を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、簡易課税に比しても、事務負担も大幅に軽減されることとなる。
- ※ 免税事業者がインボイス発行事業者となったこと等により事業者免税点制度の適用を受けられないとなる者を対象とし、インボイス制度の開始から令和8年9月30日の属する課税期間まで適用できることとする。

【イメージ】



※ 負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届出を求めず、申告時に選択適用できることとする。

一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置

- 軽減税率制度の実施により、少額な取引であっても正確な適用税率の判定のために領収書等の証票が必要となることから、こうした取引についてもインボイスの保存が必要となる。
- この点について、インボイス制度への円滑な移行とその定着を図る観点から、中小事業者を含めた一定規模以下の事業者の実務に配慮し、柔軟に対応できるよう事務負担の軽減措置を講ずることとする。

【改正の内容】

- 基準期間（前々年・前々事業年度）における課税売上高が1億円以下である事業者については、インボイス制度の施行から6年間、1万円未満の課税仕入れについて、インボイスの保存がなくとも帳簿のみで仕入税額控除を可能とする。
- ※ なお、基準期間における課税売上高が1億円超であったとしても、前年又は前事業年度開始の日以後6か月の期間の課税売上高が5,000万円以下である場合は、特例の対象とする。



【対象となる事業者の範囲】

全事業者の90.7%が対象となりうる（約815万者のうち約740万者）。

また、現状の課税事業者のみを対象としても、76.1%が対象となる（約320万者のうち約242万者）。

（備考）令和2年度国税庁統計年報（法人税・消費税）、平成27年国勢調査（総務省）等に基づき推計

（参考）日本クレジット協会のクレジットカード動態調査集計結果に基づき、クレジットカードの平均決済単価を推計すると5,000円前後となっている。

施主さん・元請さんに迷惑をかけないための 総合補償制度

全中連トータルサポートプラン

建設工事 28 職種（解体業を除く）が加入できる「全中連トータルサポートプラン」は、現場において発生するさまざまな事故・災害への補償を行うとともに、事業所の経営安定をサポートする保険です。

補償内容は、①第三者賠償補償サポート、②工事補償サポート、③傷害補償サポート（事業者用・一人親方用の2種類）から構成されており、この中から必要な補償を選択して利用することができます。また、連合会ならではのスケールメリットを適用した割安な保険料となっていますので、さまざまにリスク回避と事業の安定を図る上でも必要な補償制度として、多くの会員事業者の皆様に利用されています。

選べる3つのサポート

第三者賠償補償サポート<請負業者賠償責任保険・生産物賠償責任保険・施設所有管理者賠償責任保険>

基本補償	工事中の事故(資材の落下で通行人がけがをした、誤って壁に穴を開けてしまった等)のみならず、引き渡し後の事故(家の壁が崩れて隣家を損壊した、配管の施工不良による水漏れで家具が汚損した等)や、現場の資材置き場に子供が立ち入ってケガをした等について補償します。
自動補償	「支給財物の損壊に対する補償」と「作業対象物の損壊に対する補償」が自動セットされています。
保険金額	1事故あたりの支払限度額は「1億円」と「3億円」の2プラン(自己負担額3万円)
オプション	「リース・レンタル財物損害補償」と「生産物・仕事の目的物の村委会に対する補償」が追加できます。

工事補償サポート<1年間の全ての工事をまとめて補償>

- (1) 火災、台風、作業ミス等の自然災害・人的災害、偶然な事故により工事対象物に生じた損害を補償します。
- (2) 工事現場における荷下ろし開始から引渡しまでの不測かつ突発的な事故による損害を補償します。
- (3) 工事の目的物、目的物に付随する仮工事の目的物、配線・配管・設備等の工事用仮設物、工事用仮設建設物及び収容されている什器・備品・工事用材料・工事用仮設材について補償します。
- (4) 工事用材料、工事用仮設材は資材置場等から工事現場までのお客様による運送中も補償します。

障害補償サポート<事業者用プラン・一人親方用プランがあります>

- (1) 業務中にケガ等を負った場合、貴社が災害補償規程に基づいて支出する補償金や臨時に発生する費用に対して、政府労災の認定に関係なくお支払いします。
- (2) 補償の対象となる方
<事業者用プラン>役員・個人事業主・正規従業員・臨時雇従業員(アルバイト)、下請負人及びその構成員(派遣社員は含みません)。親族が従業員である場合も含みます。
※経営審査事項(W1)で15ポイントの加点が可能です。
<一人親方プラン>一人親方の事業者、正規従業員が同居の親族のみの事業者。

中途加入隨時受付け中

- 全中連では、トータルサポートプランの中途加入を随时受付けています(申込み締切り:毎月20日)。
- 申込み・お問い合わせについては、事務局(TEL 03-5651-7301/担当:佐藤)までご連絡ください。
- 詳しくは、ホームページ<zenchuren-group.jp>掲載のパンフレットをご覧ください。

ケガ休業・病気入院をカバー 全中連総合補償制度

ケガによる休業や病気による入院から事業所経営を守る全中連総合補償制度は、事業主・役員・従業員の皆さんに入るグループ傷害保険です。「ケガ休業プラン」と「ケガ休業プラン+病気入院プラン」がありますので、事業所の福利厚生にご活用ください。

ケガによる休業を24時間補償（仕事中・プライベート・地震も）

■ケガ休業プラン

事故によるケガが原因で事故日を含めて180日以内、かつ、保険期間内に就業不能になった場合に以下の保険金をお支払いします。

- 休業療養保険金 就業不能開始日から30日を限度に日額をお支払い
- 手術療養保険金 休業療養保険金が支払われる場合で、1事故につき1回お支払い
- 入院療養一時金 休業療養保険金が支払われる場合で、1泊2日以上の入院日数が通算8日以上になったときにお支払い
- 長期休業療養一時金 休業療養保険金が支払われる場合で、30日間連続して就業不可となり、31日目も就業不能が継続しているときにお支払い
- 死亡保険金 事故によるケガが原因で、事故日を含めて180日以内に亡くなられたときにお支払い
- 後遺障害保険金 事故によるケガが原因で、事故日を含めて180日以内に身体に障害が残ったときに、障害の程度に応じてお支払い

※フルタイム補償特約：業務中及び業務中以外（日常生活・休暇）のケガも補償します。

※地震・噴火・津波危険補償特約：地震や噴火、津波が原因でケガをしたときに保険金をお支払いします。

※有毒ガス・有毒物質による急性中毒・細菌性食中毒・ウイルス性食中毒についても保険金をお支払いします。

告知（医師の診断）不要で加入できます

■病気入院プラン

病気の治療のために1泊2日以上継続して入院したとき、30日を限度に日額をお支払いします。

※業務による症状補償特約：業務に起因して生じた症状（熱射病・日射病等）も保険金をお支払いします。

※新型コロナウイルス感染症による入院も保険金をお支払いします。

事業所の福利厚生として、充実補償の“**ケガ休業+病気入院プラン**”を是非ご検討ください
病気入院プランのみの加入はできません。

■掛け金について

- ・「建設作業の方」と「事務・営業の方」の2種類をご用意しています。
- ・毎月払いと年払い（約9%安くなっています）があります。

■申込みについて

- ・法人・個人いずれもご加入できます
- ・ケガ休業プランは1名以上、ケガ休業・病気入院プランについては2名以上の加入が必要です（事業所全員の加入が必要です）。
- ・ケガ休業プランは80歳までの方が加入できます。
- ・ケガ休業プラン+病気入院プランは69歳までの方が加入できます。
- ・中途加入も隨時受付します（申込み締切り：毎月20日）。

■お問い合わせについて

- ・事務局（TEL 03-5651-7301／担当：佐藤）までご連絡ください。
- ・詳しくは、ホームページ<zenchuren-group.jp>掲載のパンフレットをご覧ください。



石綿取扱い作業従事者特別教育開催

労務安全並びに安全衛生に関する啓発・教育の一環として、労働安全衛生規則第36条第37号に基づく石綿取扱い作業従事者特別教育を実施しました。

石綿障害予防規則の改正により、事業者は建築物の解体または改修を行う際は石綿等使用の有無について建築物石綿含有建材調査者による事前調査（石綿則第3条）が令和5年10月1日より義務付けられています。また、石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業（石綿則4条）を行う際には、本特別教育の修了者をつかせることが義務付けられていることから、会員団体の要請に応じてそれぞれ開催しました。

〈東京都会場〉

開 催 日：令和5年10月4日（水）

共 催 団 体：(一社)東京建設産業組合連合会

会場・受講者：としま産業振興プラザ・15名



〈石川県会場〉

開 催 日：令和5年10月19日（木）

共 催 団 体：(一社)北陸建設業協会

(一社)建設人材支援機構

会場・受講者：金沢勤労者プラザ・32名



改正建築基準法・改正建築物省エネ法の施行について

令和4年6月17日に交付された改正建築基準法・改正建築物省エネ法により、令和7年4月（予定）から旧4号建築物のうち階数2階以上、又は延べ面積200m²超の木造一戸建て住宅等の構造検査等が始まり、原則全ての建築物の新築・増改築時における省エネ基準への適合が義務化されます。

国土交通省ではこれら制度の円滑な施行に向け、全国の関係事業者に向け、新制度に対応する手続きや図書の作成方法等に係る実践的なテキストを封入したダイレクトメールを送るとしています。発送先是、建築士事務所と建設業許可（建築一式工事）を受けた事業者で、送付物はテキスト、周知チラシ、改正法への対応状況等についてのアンケートです。

【お問合せ】国土交通省 住宅局 建築指導課・参事官（建築企画担当）付 電話：03-5253-8111

建設キャリアアップシステム事業者登録の更新について

建設キャリアアップシステムの事業者登録の有効期限は5年となっており、初期に登録をした事業者から順次更新期を迎ますが、昨年10月からいよいよ更新の手続きが開始されました。

事業者登録の有効期限は登録日から5年後の登録月の月末までで、登録日が令和元年4月15日の場合、有効期限は令和6年4月30日までとなります。更新の手続きは、有効期限の6カ月前から1カ月前までの間に行うことになります。

更新に当たっては有効期限の6カ月前となった事業者の登録責任者メールアドレス宛に案内メールが送られます。また期限までに更新申請を行わなかった場合、建設キャリアアップシステムは利用できなくなるので注意が必要です。